

官民境界立会い手続きフロー

過去の立会記録を確認した結果、「新規の境界立会い」または「再度の立会い」が必要かどうか判断
※建設課窓口のゼンリン住宅地図(町道、町有道路、里道水路)で過去の立会記録があるかどうか確認すること。
※窓口で確認の際は、確認場所の「字図」及び「位置図」を持参し提示すること。

「未立会の場合」または「立会記録はあるが、当該記録では現地にて境界が特定できない場合」は必要に応じて立会願を提出する。

立会記録があり、当該記録によって現地で境界が特定できる場合は、再立会不要。

町は、申請者からの立会願の提出時に申請者と日程を調整し関係囑託員氏名・連絡先を申請者へ伝える。
申請者は、自己の責任において関係者へ立会日程を連絡する。(連絡日から7日間以降後に立会日を設定)

町は、現地において関係者と立会いを行い、官民境界を確認していただく。(関係者の「確認済み署名」が必要。)

立会いの結果、確認済み署名が整わない場合は、不調扱いとなる。(立会記録としては残らない。)
※左記の「立会成果図面」を町へ提出されない場合についても、正式な記録として残りません。

申請者は、官民境界の「立会成果図面」を町へ提出する。(いわゆる「境界確定図」)

町は、提出された「立会成果図面」をもとに公共物の管理機関として内部決裁する。

※通常の手続きはここまでになる。

申請者は、立会い済みの官民境界について正式に書面で「境界確定書」を取り交わす必要がある場合、「官民境界確定協議書」を町へ提出する。(協議書1部、確定書2部)

※境界確定書を取り交わす場合は、別途建設課へご相談ください。

町は、「境界確定書」について内部決裁後に申請者に対して町長職印押印済分の境界確定書を交付する。

お問い合わせ先

益城町役場 建設課 管理係

電話: (096) 286-3111 (内256)